

香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

香川県福祉サービス第三者評価事業認証等実施要領（以下「実施要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（定義等）

第1条 香川県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領 別記 香川県福祉サービス第三者評価機関認証基準（以下「認証基準」という。）において「事務所に所属する評価調査者」とは、評価機関の役員（社外取締役、監事等を除く。第4条において同じ。）、評価機関との間で常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の年間契約を締結した者であって、評価業務を実施するものをいう。

2 認証基準において「組織運営管理業務」とは、常勤職員が10人以上の組織を管理し、統括する業務をいう。

3 認証基準において「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 福祉分野 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士

(2) 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士

(3) 保健分野 保健師、栄養士

4 認証基準において「学識経験者」とは、大学、専門学校、高等学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育又は研究を行う者をいう。

5 認証基準(1)イ a に規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業を経営する上で必要かつ有益な専門知識を有する者で、当該業務を3年以上経験しているものをいう。

6 認証基準(1)イ b に規定する「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、福祉分野の行政職員又は社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として福祉分野の業務を経験している者をいう。

（評価調査者の所属）

第2条 認証基準(1)イの規定の適用に当たっては、評価調査者1人について所属する評価機関は、1つとする。

（福祉サービス事業）

第3条 認証基準(1)イ及び(2)アに規定する「福祉サービス事業」とは、次の各号に掲げる事業のうちいずれかの事業をいう。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業のうち、同条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同項第13号に規定する連絡又は助成を行う事業及びその他相談を行う事業を除いた事業

- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス事業（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を行う事業を除く。）、同条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同条第28項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
（評価調査者が関係する福祉サービス事業者）

第4条 認証基準(2)イに規定する「評価調査者が関係する福祉サービス事業者」とは、福祉サービス事業を行う法人であって、次の各号に掲げるものをいう。ただし、次の各号に規定する「所属する法人」又は「所属していた法人」とは、当該評価調査者が役員として現在若しくは過去に所属し、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係に現在あり、若しくはあった法人をいう。

- (1) 評価調査者が現在所属する法人又は以前に所属していた法人
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現在所属する法人

（公開）

第5条 認証基準(4)に規定する「公開」とは、ホームページ上での公開や事務所における公開が行われており、誰もが閲覧できる状態にしておくことをいう。

（募集手続き）

第6条 実施要領第3条に規定する募集の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 県は、募集要項を定めて評価機関の募集を行い、認証を受けようとする法人に、その内容、手続等を周知する。
- (2) 評価機関として認証を受けようとする法人は、法人としての基本要件及び評価調査者確保に関する要件について県との事前協議を行い、養成研修実施前にその評価機関としての適格性について確認しておく。
- (3) 評価機関として認証を受けようとする法人は、養成研修実施後、評価調査者の確保及び業務範囲を確定した上で、正式に認証申請を行う。

（認証申請書）

第7条 実施要領第4条第1項の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地、代表者名を記載した認証申請書（以下「申請書」という。）（様式1）に、次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為等
- (2) 法人の登記事項証明書（過去3か月以内に発行されたものとし、写しも可とする。）
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要
- (4) 決算書（貸借対照表を含む。）
- (5) 役員名簿（様式2）
- (6) 第三者評価事業運営に関する誓約書（様式3）
- (7) 会員等状況届出書（様式4）
- (8) 評価調査者名簿（様式5）
- (9) 評価調査者養成研修修了証書（写）

- (10) 苦情窓口及び処理規程
- (11) 第三者評価に係る倫理規程
- (12) 標準的な評価の流れを示す書類、料金表及び契約書様式
- (13) その他必要と判断される資料
(変更及び廃止の届出)

第8条 実施要領第8条の規定による変更及び廃止の届出は、次の書類による。

- (1) 認証内容変更届出書（様式6）
- (2) 評価機関廃止届出書（様式7）
(取消)

第9条 削除

(実績報告)

第10条 実施要領第10条第1項の規定による報告は、事業実績報告書（様式8号）による。

附 則

この細則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。